

第4章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

第1 特定健康診査等実施計画の公表方法

特定健康診査等の取組み方針等について、主に加入者に趣旨を理解の上、積極的な協力を得ることが必要であるため、町のホームページに公表するほか、「広報おやま」に掲載し、広く町民に周知します。

第2 特定健康診査等の普及啓発の方法

特定健康診査は医療保険者に義務づけられておりますが、被保険者や事業主の理解、意識向上が特定健康診査等の実施率を高めていく上で必要なことから、町の広報紙等に記事を掲載し、普及啓発に努めます。また、あらゆる機会を捉えて各種情報提供はもとより、関係機関・関係団体との連携・協力のもと、啓発活動の推進を図ります。